

山形市公設地方卸売市場における「決済の方法」について

市場における売買取引の決済は、次に掲げるもののほか取引参加者間で決定した支払方法により、取引参加者間で決定した支払期日までに行うこと。

- 1 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、その卸売をした日の翌日（委託者との特約がある場合にあっては、その特約の期日）までに、売買仕切書及び売買仕切金を送付すること。
(施行規則 第 54 条)
- 2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしている場合にあってはその特約において定められた期日）までに、その買い受けた物品の代金の額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額を支払うこと。
(施行規則 第 56 条)
- 3 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めること。
(施行規則 第 56 条)